平成２５年４月１日施行
（令和元年１１月１５日改正）
（令和８年１月２１日改正）

共同住宅等における一般廃棄物の保管場所設置基準

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第１６条に規定する、一般廃棄物の保管場所（以下「保管場所」という。）の整備については、この基準に定める規定により、ごみの散乱や不法投棄の防止対策、居住者や収集作業員の利便性と安全性並びに申請住宅及び近隣との景観等を考慮した、耐久性を有するものを設置すること。

設置場所

保管場所は、収集車両が前進のまま通り抜けができる公共の道路に面し、収集車両が横付けして、円滑に収集できる位置に設置すること。詳細な要件については次の各項のとおりとする。

１　保管場所が面する公共の道路は、有効幅員４ｍ以上、勾配７％以下であること。やむを得ず７％を超える場所に設置する必要がある場合は市と協議を行うこと。

２　保管場所の前面に歩道、植え込みなどがあるときは、歩道の切り込み等必要な措置を講ずること。また、高さ３．２ｍ以内に障害物がないこと。

３　住民及び収集作業員が行うごみの排出及び収集に際して、建造物、駐車車両等に損壊等の恐れがないような位置にすること。

４　保管場所周辺の道路状況を勘案し、通行する一般車両の影響が少ない位置にすること。（道路状況に応じて、交差点から５ｍ～１５ｍ離れた位置にすること。）

５　通り抜けができる公共の道路に面して設置できない場合は、収集車両が前進のままで保管場所へ進入し、通り抜け又は反転できるスペースがあること。

６　収集作業の用に供する回転スペースは、４ｔ収集車の規格で使用できるものとする。（幅２．５ｍ、長さ６．７ｍ、高さ３．２ｍ、最小回転半径４．５ｍ）

７　保管場所、開口部の向きなどについては、近隣の事情などを考慮した上で充分な説明を行うこと。

有効床面積

保管場所は、可燃物置場と不燃物兼粗大ごみ置場を分けて設置することとし、次の各項に規定する面積以上の有効床面積を有すること。

１　可燃物置場

(1) 戸数が５０戸未満の場合は、この戸数に０．２０㎡を乗じて得られる面積とする。ただし、９㎡を超える場合は、９㎡とする。

(2) 戸数が５０戸以上の場合は、この戸数に０．１８㎡を乗じて得られる面積とする。

２　不燃物兼粗大ごみ置場

(1) 戸数が５０戸未満の場合は、この戸数に０．１４㎡を乗じて得られる面積とする。ただし、６．０㎡を超える場合は６．０㎡とする。

(2) 戸数が５０戸以上の場合は、この戸数に０．１２㎡を乗じて得られる面積とする。

3　単身者用共同住宅（１戸当たりの延べ床面積が３５㎡以下）の場合は、１及び２により算出した面積の２／３の面積とする。また、単身者用の共同住宅で、部屋に台所等がなく、それに給するための厨房と食堂等を有する場合（寮など）は、１及び２により算出した面積の１／２の面積とする。

構造等

保管場所の構造は、春日市開発行為等技術基準第１０条を参考の上、次の各項のとおりとする。

1　高さ１m以上のブロック、フェンス等で明確に区画されていること。

2　床面の形状は、段差がなく、正方形に近い長方形を基本とし、奥行きは１m以上５m以内とすること。

3　床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の除去のための給排水設備を設けること。

4　床面の高さは、道路面から１０ｃm以内とすること。

5　給水設備は、ごみの排出及び収集に支障がない位置に設置すること。

6　排水設備は汚水管に接続すること。

7　既設の物件に保管場所を新設する場合も、排水の接続については６の規定を適用する。汚水管接続が困難な場合は、本市下水道課と協議すること。

8　開口部は、有効幅１．５m以上、有効高さ１．８m以上開けること。

9　開口部が、可燃物及び不燃物それぞれの保管場所の一方しか道路に面して設置できないときは、可燃物保管場所を優先すること。なお、この場合の不燃物保管場所の取出し口は、収集車両の進行方向と同じ向きに設置すること。また、収集の際に、車両や建造物に損傷の恐れがないようにすること。

１０　開閉扉等を設置する場合は、引戸、観音開き戸、アコーディオンドア等、収集作業に支障がないようにすること。ただし、シャッターの使用は認めない。

１１　観音開き戸の場合は、１８０度の開放ができ、開放時に簡易かつ確実に固定できること。また、開閉時に道路に出ないこと。

１２　開閉扉等を施錠する場合は、市で統一している共通錠を使用し、開閉扉等を施錠する場合は、収集時までに開錠すること。（市及び収集業者で鍵を預かることはできないものとする。）

１３　可燃物及び不燃物それぞれの保管場所の内部に、それぞれ表示板で可燃物又は不燃物の区別を明示すること。

１４　屋根がある場合は、破損を防ぐ措置（カバー等）を施した照明を、保管場所内の天井に設置すること。

補則

以上に定めるもののほか、必要な事項については次の各項のとおりとする。

1　保管場所としてのダスト・シュートの使用は認めない。

2　１０戸以下の共同住宅については、保管場所として、耐久性、開閉機能等の仕様について、ごみの保管及び収集に適するものとして市の確認を受けた場合に限り、ごみストッカーの使用を認める。

3　ごみストッカーを設置する場合は、上記の有効床面積を有する製品を使用すること。また、設置する製品の規格が分かる資料（カタログ等）を市に提出すること。

4　可燃物置場と不燃物置場を分けて設置すること。ただし、４戸から１０戸以下の共同住宅については、敷地面積の不足等により、分けて設置することが困難な場合は、可燃物及び不燃物（粗大ご

み）置場として兼用することを認める。また、この場合の必要有効床面積は戸数に０．２０㎡を乗じて得られる面積とする。

５　戸数が５０戸以上の場合は、資源回収用の倉庫を別途設置することが望ましい。

６　店舗等の事業所、または事業所と併せて住居の用に供する建物（供用住宅）においては、事業所の営業上排出されるごみは、一般家庭用とは別に、保管場所を設置するなど各排出事業者ごとに保管場所の管理が適正に行われるようにしなければならない。

７　開発等に伴う付近道路の工事などで、近隣のごみ収集に支障が生じる場合は、事前に連絡協議すること。

８　保管場所の設置が完了した時には、市が現場を確認し、改善の必要がある場合は、その指示によること。

９　共同住宅等の管理者は、住民の入居１週間前までに、市に収集依頼書を提出しなければならない（郵送・ＦＡＸ・電子メール可）。

１０　なお、この基準に定めのない事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例に基づき協議の上、決定するものとする。

附則

附則

この基準は、春日市開発行為等整備要綱（平成２５年３月２７日告示第３９号）の施行の日から施行する。

附則（令和元年１１月１５日）

この基準の施行日以前に、設置を完了した物件、『共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書』の提出を終えた物件及び設定に関する協議を終えた物件については、従前の基準に拠るものとする。

附則（令和８年１月２１日）

改正後の共同住宅等における一般廃棄物の保管場所設置指導基準の規定は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後になされる条例第 16 条第２項の届出に係る共同住宅の一般廃棄物の保管場所の設置について適用し、同日前になされた届出に係る共同住宅の一般廃棄物の保管場所の設置については、なお従前の例による。